

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社学究社			コード	9769
提出日	2026/6/11	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 独立役員である永谷喜一郎氏が定時株主総会をもって社外取締役を退任することとなったため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	三浦 瑠麗	社外取締役	○													○		有
2	瀬藤 光利	社外取締役	○													○		有
3	松井 彬	社外取締役	○										○				新任	有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		三浦氏は、国際政治学者として国内外の時事問題について豊富な専門知識を有しており、その高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけてと考えております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
2		瀬藤氏は、生命科学者、医学博士として医療に関する豊富な専門知識と経験を有しており、その高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけてと考えております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
3	松井氏は、日比谷晴海通り法律事務所に在籍しているパートナー弁護士であり、同事務所と当社との間には法律業務の委託関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	松井氏は、弁護士として企業の顧問を担当し、企業間紛争、労働事件などに関する豊富な専門知識と経験を有しており、その高い見識を生かして、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけてと考えております。なお、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。